

第四次川越市国際化基本計画

すべての市民が暮らしやすい
多文化共生のまちづくり

川 越 市

川越市民憲章

(昭和57年12月1日制定)

先人の輝かしいあゆみにより、すばらしい歴史的遺産をもつ川越。わたくしたちは、このまちに生きることに誇りをもって、さらに住みよい魅力あふれるまちづくりをすすめていくことを誓い、ここに市民憲章を定めます。

- 1 郷土の伝統をたいせつにし、平和で文化の香りたかいまちにします。
- 1 自然を愛し、清潔な環境を保ち、美しいうるおいのあるまちにします。
- 1 きまりを守り、みんなで助けあう明るいまちにします。
- 1 働くことに生きがいと喜びを感じ、健康でしあわせなまちにします。
- 1 教養をふかめ、心ゆたかな市民として、活力にみちたまちにします。

■市紋章
(明治45年制定)



■市の木 かし
(昭和57年制定)



■市の花 山吹
(昭和57年制定)



■市の鳥 雁
(平成4年制定)



はじめに



わが国は、科学技術の進歩やインターネットの普及による情報化の急速な進展などにより、今日めざましい発展をとげております。経済や情報などのグローバル化が急速に進み、国の内外を問わず、人々の交流は一層活発になっています。また、平成32年には東京オリンピック・パラリンピックを控え、海外からの観光客も年々増加しております。

こうした中、国際化の流れを的確に捉え、行政と外国籍の方々も含めた市民の皆様が共に協力して国際化の諸施策を進めていくことが重要であると考えております。

本市は、平成11年3月、「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」を策定し、様々な国際化施策を体系的、総合的に推進することといたしました。特に、平成14年7月には、地域の国際化の拠点施設として「川越市国際交流センター」を整備し、外国籍市民への支援や地域の国際化を担う人材の育成を行っております。

さらに、平成18年3月には、「第二次川越市国際化基本計画」を、平成23年3月には「第三次川越市国際化基本計画」を策定し、これまでの国際化施策を継承しつつ、多文化共生と国際交流並びに国際協力のまちを目指して、諸施策を推進してまいりました。

このたび、本市の国際化の更なる進展を図るため、「第四次川越市国際化基本計画」を策定いたしました。本基本計画策定にあたりましては、地域の国際化に豊かな経験と見識をお持ちの方々、また外国籍市民や留学生の方々から貴重なご意見をいただきながら、慎重に検討を重ねてまいりました。

今後は、本基本計画に示された諸施策を確実に実行し、国籍や民族などの違いを越え、共に地域で支え合う社会の実現と国際交流及び国際協力を推進してまいりたいと存じますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

川越市長 川合善明

[目 次]

I	基本計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	3
3	計画の期間	3
4	国際化の現状と課題	4
II	これまでの取組	7
III	計画の基本方針	10
IV	施策の体系	16
V	施策の内容	
1	外国籍市民への支援の充実	17
(1)	外国籍市民への支援	17
(2)	外国籍市民への情報提供の充実	19
(3)	留学生の支援	21
2	国際感覚に優れた市民の育成	22
(1)	市民の人材育成	22
(2)	市民の人材活用	24
(3)	国際交流に関する市民団体等との協力と連携	25
(4)	学校における国際化の推進	26
(5)	外国人観光客誘致による国際化の推進	27
3	外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり	29
(1)	国際交流センターの充実	29
(2)	外国籍市民が活躍できる機会の提供	30
(3)	外国籍市民の要望や意見の聴取	31
4	姉妹・友好都市交流の充実	32
(1)	姉妹・友好都市との交流事業の充実	32
(2)	さまざまな地域との新たな交流の創出	34
VI	計画の推進	
1	計画の推進体制	35
2	計画の進行管理と評価方法	36
3	計画の指標	37
	資料	
1	川越市国際化基本計画審議会委員名簿	39
2	第四次川越市国際化基本計画策定の経緯	40
3	川越市国際化基本計画審議会条例	42
4	川越市国際化基本計画検討委員会設置要綱	43
5	過去10年間の川越市外国籍市民数の推移	44

I 基本計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 背景

近年、わが国における在留外国人数は増加しており、平成26（2014）年末時点で約212万人となり、10年前に比べて約1.4倍になっています。

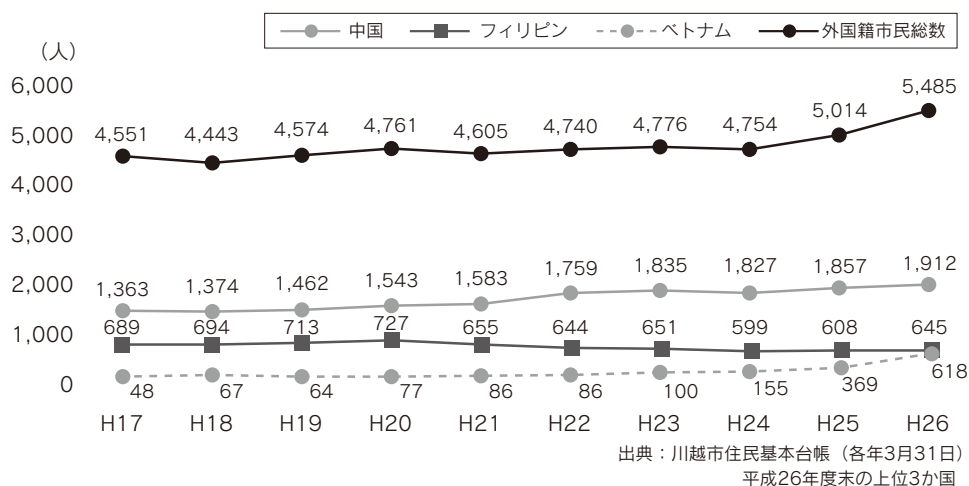
本市においても、外国籍市民は平成26（2014）年度末時点で約5,500人と人口の約1.6%を占めています。

高度情報化・グローバル化の進展により、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、人々の国際的な移動が更に活発化していくものと予想されます。また、平成32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし、更なる外国人観光客の増加が予想されます。

このように、日本国内への外国人居住者や外国人観光客が増加する中、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いや多様な価値観を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生を推し進める必要性が増しています。

また、本市は海外3都市（ドイツ・ヘッセン州・オッフエンバッハ市、アメリカ・オレゴン州・セーレム市、フランス・ブルゴーニュ州・オータン市）、国内3都市（福島県棚倉町、福井県小浜市、北海道中札内村）と姉妹・友好都市提携し、文化・教育・青少年・スポーツ・経済などの分野で都市間交流を実施し、市民レベルでの国際交流・異文化交流を推進しています。

本市における外国籍の住民登録者数の推移



(2) 趣旨

平成 18（2006）年 3 月、国により「地域における多文化共生推進プラン」が策定され、地方公共団体に地域の実情と特性を踏まえた多文化共生の推進に係る指針・計画を策定することが求められました。

また、埼玉県においては、平成 19（2007）年 12 月に「埼玉県多文化共生推進プラン」が策定されました。その後見直しが行われ、平成 24（2012）年 3 月には新たな「埼玉県多文化共生推進プラン」が策定され、「日本人と外国人住民が地域社会を支え、共に歩む県づくり」を計画目標とし、多文化共生を積極的に推進しています。

本市においても、平成 11（1999）年 3 月に「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」、平成 18（2006）年 3 月に「第二次川越市国際化基本計画」、平成 23（2011）年 3 月に「第三次川越市国際化基本計画」を策定し、さまざまな国際化施策を推進してきました。第三次川越市国際化基本計画では、「国際交流」と「国際協力」に加えて「地域における多文化共生」を大きな柱として施策を進めてまいりましたが、引き続き継続して取組を充実させて行く必要があるものも見受けられ、これらを踏まえながら、新たに「第四次川越市国際化基本計画」を策定するものです。

〈川越市における国際関係計画策定経緯〉

平成 11（1999）年 3 月

川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画

（計画年度 平成 11（1999）年度～平成 17（2005）年度）

平成 18（2006）年 3 月

第二次川越市国際化基本計画

（計画年度 平成 18（2006）年度～平成 22（2010）年度）

平成 23（2011）年 3 月

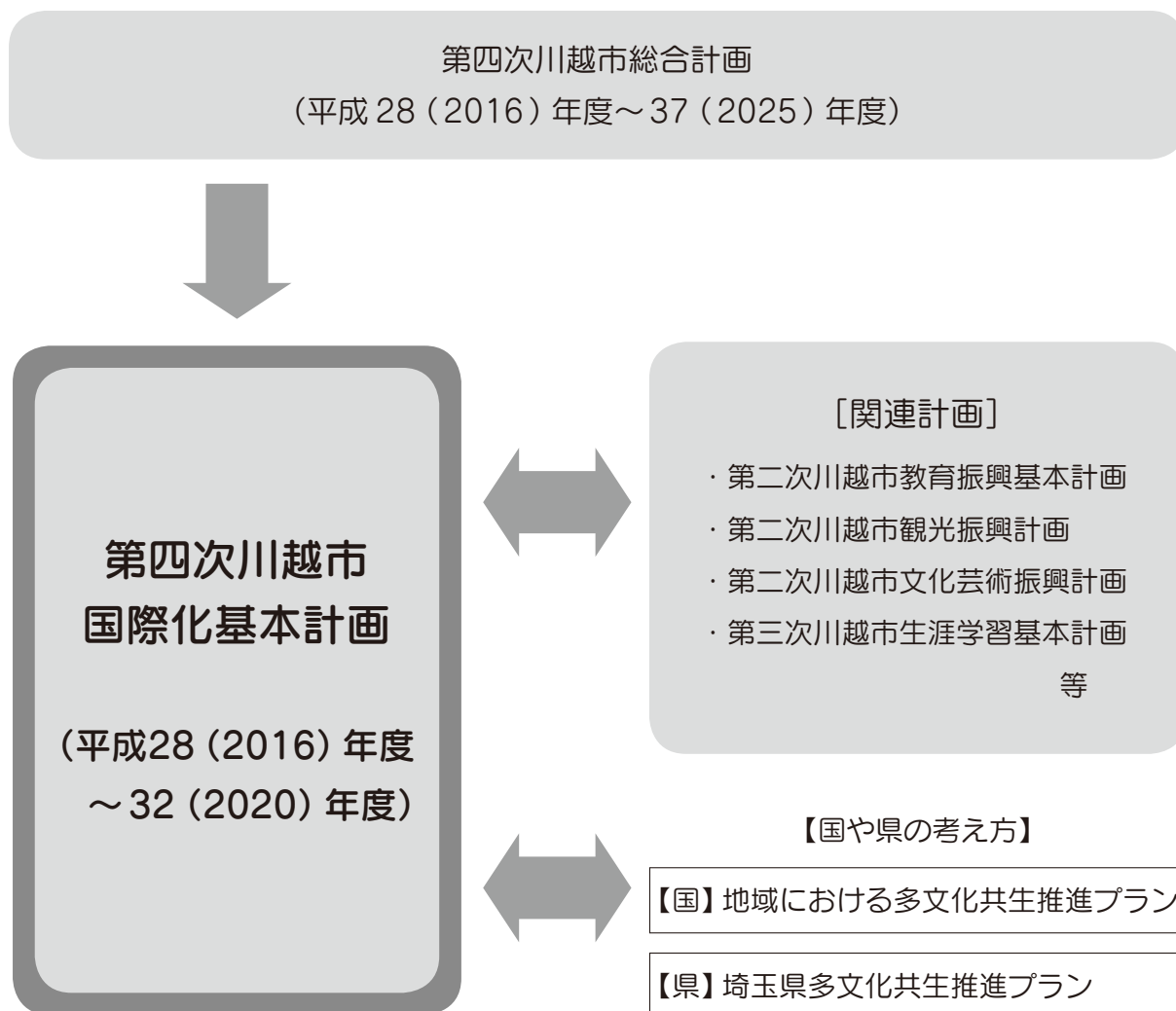
第三次川越市国際化基本計画

（計画年度 平成 23（2011）年度～平成 27（2015）年度）

2 計画の位置付け

本計画は、本市の国際化についての方向性を明らかにし、長期的視野に立って総合的かつ計画的に事業を推進するための基本的な計画です。

また、上位計画である第四次川越市総合計画のもと、国や県の計画及び本市の関連計画との整合を図りつつ策定します。



3 計画の期間

基本計画の期間は、平成28(2016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とします。

4 国際化の現状と課題

(1) グローバル化の進展と地球規模の問題の進行

経済や情報などのさまざまな分野でグローバル化が進展を続け、国内外の人々とのつながりや交流は、より緊密化、活発化しています。交通や情報通信技術の著しい進歩により、地球規模で人やものの移動が活発になるとともに、世界的な標準化（グローバル・スタンダード）が進むなど、今後さまざまな国や地域との交流や競争が一層増大すると予想されます。

また、このグローバル化の進展により、地球温暖化問題、人口問題、食糧問題、貧困問題、新たな感染症対策、自然災害、地域間紛争など、一国だけでは解決できない地球規模の課題が、次々と顕在化してきています。

私たちは自国のことばかりを優先するのではなく、更に世界的な視野に立って行動することが求められており、国際社会の一員として積極的に貢献していくことが重要になってきています。

(2) 人口減少と少子高齢化の進行

本市の総人口は、平成 30（2018）年に、350,744 人でピークを迎え、その後は減少に転じ、平成 37（2025）年には、347,020 人になると推計されています。

14 歳以下の年少人口は減少し、65 歳以上の高齢者人口が増加することが推計されています。

人口減少と少子高齢化の進行に対応した地域の国際化の取組を進めていくことが求められています。

(3) 外国籍市民の増加

本市に在住する外国籍市民は、平成26(2014)年度末で約5,500人と全人口の約1.6%を占め、10年前に比べて約1.2倍に増加しています。出身国も約80か国と広範囲に及んでおり、中国、フィリピン、ベトナム、韓国・朝鮮、ネパールといったアジア諸国のほかに、ブラジルやペルーなどの南米諸国の外国籍市民が多いのが特徴となっています。また、市内4大学*には約1,100人の留学生が学んでいます。

外国籍市民の中には、言葉や文化の違いから地域社会にうまく溶け込むことができず、地域活動にも参加しない人が見受けられるという問題があります。また、日本人市民の中には外国籍市民と距離を置いてしまう傾向も見られ、両者の間には、未だに大きな意識の違いがあるといえます。

これからも、すべての市民が互いの立場を尊重し、安心して快適な市民生活を送ることができる多文化共生社会の構築が求められています。

(4) 外国人観光客の増加

日本を訪れた外国人観光客数は、平成26(2014)年に過去最高の約1,340万人となっており、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32(2020)年に向けて、国はさまざまな施策により年間2,000万人を目指しています。

一方、本市への外国人観光客数は、平成26(2014)年に約77,000人となっており、前年と比較して、約32,000人、71.1%の増加となっています。主な要因としては、ビザの発給要件緩和、消費税免税制度拡大のほか、アジア地域の経済成長に伴う旅行や出張等の海外需要の拡大などにより、日本全体の外国人観光客数が増加したことによるものと考えられます。東京オリンピックのゴルフ競技が本市で開催予定となっていることから、今後、更なる外国人観光客の増加が見込まれます。

外国人観光客の増加を契機として、交流機会の充実を図り、国際化を推進することが求められています。

*市内4大学：東洋大学、東京国際大学、東邦音楽大学、尚美学園大学の4大学

(5) 姉妹・友好都市交流

本市は、海外3都市、国内3都市と姉妹・友好都市を提携し、文化、教育、スポーツ、経済など幅広い分野で交流事業を実施しています。交流事業は行政間の交流だけでなく、青少年や市民による相互交流も行われており、相互理解を深めています。

今後は、姉妹・友好都市に関する情報の周知を図り、より多くの市民が関わる事が出来る交流事業を実施する必要があります。また、幅広い分野で交流を行う姉妹・友好都市とは別に新たな地域との、分野を特定した交流についても検討していく必要があります。

(6) 市民活動

さまざまな国や地域との交流を進めている市民交流団体の活動は、市民の国際感覚を啓発し、国際理解を深めています。また、ボランティアとして通訳・翻訳、外国籍市民に対する日本語指導、ホームステイ受け入れ家庭などに登録し、市民一人ひとりが国際交流に参画しています。

また、国際交流・協力に対する市民の意識向上を図る事業に対して、補助金などによる支援を行っていますが、今後も継続していく必要があります。

今後は、市民との協働*の観点からも、市民が中心となった活動を積極的に支援していくことが求められます。

*協働：本市にかかわりのある人が持つさまざまな“まちへの思い”を市民と行政が共有し、知恵と力を出し合い、相互に協力し合いながらまちづくりへの“行動”につなげ、住みよい魅力あるまちをつくっていく取組。

Ⅱ これまでの取組

本市では、平成 11（1999）年 3 月に策定した「川越市国際性のある人づくり、まちづくり基本計画」や、平成 18（2006）年 3 月策定の「第二次川越市国際化基本計画」、平成 23（2011）年 3 月策定の「第三次川越市国際化基本計画」に基づいて、市民や国際交流に関係する市民団体等と協働し地域の国際化施策を展開しています。

第三次国際化基本計画の基本目標

- 1 国際交流センターの充実
- 2 外国籍市民も暮らしやすいまちづくり
- 3 行政の国際化
- 4 国際感覚に優れた市民の育成
- 5 姉妹都市交流の更なる充実

1 国際交流センターの充実

市民の国際化を推進する拠点施設として「川越市国際交流センター」を平成 14（2002）年 7 月に整備し、平成 27（2015）年 4 月にはフロア全体を国際交流関係施設として拡張するリニューアルを行いました。同センターには、研修室、外国籍市民相談室、交流スペース、インターネットコーナー、行政情報コーナーがあり、市民や国際交流に関係する市民団体等が、国際交流に関するさまざまな活動を市と協働して行っています。

また、快適な市民生活を確保するため、さまざまな悩みや問題に直面した外国籍市民をサポートするために「外国籍市民のための日本語教室」や「外国籍市民相談」を提供しています。

さらに、通訳・翻訳ボランティア、日本語ボランティアの各登録制度を整備し、市民の協力を得ながら国際交流を進めています。

2 外国籍市民も暮らしやすいまちづくり

地域社会の構成員である外国籍市民の声を行政施策に反映させ、多様性に富んだまちづくりを推進するために「川越市外国籍市民会議」を設置し、定期的に会議を開催しています。

また、主に情報不足から不安な日常生活を過ごしている外国籍市民への支援策として、5か国語による生活ガイドブックを作成し、市のホームページに掲載するなどして、必要な情報を提供しています。そして公共施設や案内板などに英語を併記するよう努めています。

さらに、多様な文化や歴史的背景を持つ外国籍市民の積極的な社会参画を促進させるため、外国籍市民国際人材ネット*を整備し、小・中学校における国際理解教育*などの講師として外国籍市民を活用し、相互理解の推進に努めています。

3 行政の国際化

外国籍市民にもわかりやすい情報を提供するため、市の広報から必要な記事を抜粋した英語版の「Koedo Kawagoe News」を発行しています。

また、留学生支援策として、「川越市国際交流センター」の受付業務を市内大学の留学生に委託依頼しています。

さらに、明日の川越を担う青少年の国際理解を深め、国際社会において自分の意思を積極的に発言できる人材を育成するため、英語指導助手*（AET）配置事業の充実に努めています。外国籍児童生徒に対しては、学校生活や授業における支援のため、日本語指導ボランティア*や通訳・翻訳ボランティアの派遣事業を実施しています。

4 国際感覚に優れた市民の育成

地域の国際化を担う人材を育成するための講座を市内大学と連携を図りながら推進しています。また、市民に国際感覚を身に付けてもらうため、さまざまな語学や文化等を学ぶ、国際理解講座も開講しています。

さらに、地域の国際化を推進する市民団体を支援し、国際交流や国際協力などに関係する事業に対して、補助金を交付しています。

5 姉妹都市交流の更なる充実

本市は、川越市姉妹都市交流委員会*と連携し、文化・教育・スポーツ・経済などの分野で交流事業を展開し、姉妹都市と友好を深めています。

特に、次世代を担う青少年の育成と国際理解を深めるため、市内ロータリークラブ等の支援を得て、毎年、中学生交流団を海外の姉妹都市へ派遣しています。

***外国籍市民国際人材ネット**：外国籍市民の持つさまざまな能力を活用し、本市の国際化を推進するための登録制度。「K-Net」と略す。

***国際理解教育**：国際化した社会で、主体的に行動できる児童生徒の育成を目指すために、日本の文化や伝統等の認識を深め、異文化を理解し世界の人々と協調できる資質や能力を育成する。

***英語指導助手**：日本人の英語教師と共に英語の授業を行う外国人指導者。Assistant English Teacherの略。

***日本語指導ボランティア**：市内小・中学校に在籍する日本語指導を必要とする外国籍の児童生徒に対して支援を行う事業。

***川越市姉妹都市交流委員会**：都市提携に伴い相互の信頼と友好の関係を確立するための行事や事業を計画し、推進するための組織。

Ⅲ 計画の基本方針

1 基本理念

本市は、「第四次川越市総合計画」の将来都市像として「人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越」とし、「教育・文化・スポーツ分野」における基本目標を「歴史と文化を感じながら学びあい、豊かな心を育むまち」としています。

そして、多文化共生と国際交流・協力の分野における方向性として、「国際化の進展に伴い、多くの市民に国際交流・協力の機会を提供することに努め、外国籍市民を含めた全ての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを進めます」としています。

これらを受けて、本市の国際化を推進する上での「基本理念」を次のように定めます。

すべての市民が暮らしやすい多文化共生の
まちづくり

2 基本目標

本市の国際化のために、次の4つの基本目標を設定します。

- 基本目標1 外国籍市民への支援の充実
- 基本目標2 国際感覚に優れた市民の育成
- 基本目標3 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり
- 基本目標4 姉妹・友好都市交流の充実

〈海外姉妹都市〉



基本目標 1 外国籍市民への支援の充実

外国籍市民は、言葉の問題や日常生活での悩みなどを抱えている方が多くいます。快適な市民生活を過ごせるように、日本語教室や市民相談を充実させるとともに、多言語による案内表示や情報提供を実施することで、海外からの来訪者や外国籍市民にとって、訪れやすく住みやすいまちづくりを目指します。

また、留学生は、未来からの親善大使と言われるほど、本市にとっては貴重な人材です。しかし、言葉や文化の違いから、地域社会にうまく溶け込むことができず、地域活動にも参加しない人が見受けられます。本市滞在中に有益な経験ができるように留学生の支援に努めます。

- (1) 外国籍市民への支援
- (2) 外国籍市民への情報提供の充実
- (3) 留学生の支援

基本目標2 国際感覚に優れた市民の育成

市内の大学や、海外勤務、留学等の経験のある市民と連携を図りながら、各種講座や研修会を実施するなど、国際感覚に優れた市民の育成に努めます。

日本語ボランティア、通訳・翻訳ボランティアの活動を支援し、その活動を通じて、異文化への理解や相互扶助といったボランティア意識の向上に努めます。また、国際交流に関係する市民団体には支援の充実を図るとともに、連携して国際化の促進に努めます。

学校においては、未来を担う児童生徒のため、英語教育を充実させ、国際理解や世界と触れ合う機会の提供に努めます。

外国人観光客の誘致により、市民の外国人との交流機会を充実させ、国際感覚に優れた市民の育成を図ります。

- (1) 市民の人材育成
- (2) 市民の人材活用
- (3) 国際交流に関係する市民団体等との協力と連携
- (4) 学校における国際化の推進
- (5) 外国人観光客誘致による国際化の推進

基本目標3 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

多文化共生・国際交流を推進していくための拠点として、国際交流センターを活用し、外国籍市民との相互理解が深まるような事業への支援に努めます。

外国籍市民国際人材ネットの充実を図り、外国籍市民の活用や地域社会への参画を促進します。また、外国籍市民会議を開催し、外国籍市民の意見や要望を把握するとともに、国際化施策への反映を図ります。

多文化共生社会を実現させるためには、全ての市民が、異なる文化を理解し、相互に尊重し助け合いながら共に生活することが大切です。そのためには、交流機会を充実させ、相互理解が深まるようにする必要があります。

- (1) 国際交流センターの充実
- (2) 外国籍市民が活躍できる機会の提供
- (3) 外国籍市民の要望や意見の聴取

基本目標4 姉妹・友好都市交流の充実


川越市姉妹都市交流委員会と連携し、国際交流や異文化への理解を図るため、より多くの市民が関わることのできる交流事業の実施に努めます。また、次世代を担う青少年の相互派遣事業については、関係機関とも連携しながら、事業内容の充実を図ります。

さらに、幅広い分野で交流を行う姉妹・友好都市とは別に新たな地域との「教育」や「文化」など、分野を特定した交流事業について検討するなど、市民に更なる国際交流や異文化理解の場を提供していくよう努めていきます。

(1) 姉妹・友好都市との交流事業の充実

(2) さまざまな地域との新たな交流の創出

IV 施策の体系



すべての市民が
暮らしやすい
多文化共生の
まちづくり

1 外国籍市民への支援の充実

- (1) 外国籍市民への支援
- (2) 外国籍市民への情報提供の充実
- (3) 留学生の支援

2 国際感覚に優れた市民の育成

- (1) 市民の人材育成
- (2) 市民の人材活用
- (3) 国際交流に関係する市民団体等との協力と連携
- (4) 学校における国際化の推進
- (5) 外国人観光客誘致による国際化の推進

3 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

- (1) 国際交流センターの充実
- (2) 外国籍市民が活躍できる機会の提供
- (3) 外国籍市民の要望や意見の聴取

4 姉妹・友好都市交流の充実

- (1) 姉妹・友好都市との交流事業の充実
- (2) さまざまな地域との新たな交流の創出

V 施策の内容

1 外国籍市民への支援の充実

- (1) 外国籍市民への支援
- (2) 外国籍市民への情報提供の充実
- (3) 留学生の支援

1－(1) 外国籍市民への支援

日常生活で直面する「言葉の壁」に対する支援をするため、ボランティアによる日本語教室を一層充実していきます。また、市内文化施設と連携して外国籍市民を対象とした「日本語教室」に取り組んでいきます。

また、外国籍市民相談を開催し、日常生活において抱える悩みに対して適切な助言をし、快適な市民生活を過ごすことができるよう支援していきます。

外国籍市民の中には、日本語能力が十分でないため、日常生活に支障をきたしている場面が見受けられます。そのような場合の手助けとなるため、通訳・翻訳ボランティアの協力により外国籍市民を支援していきます。

さらに、外国籍市民の児童生徒への支援などにも力を入れていきます。

事 業

① 日本語教室の開催

「言葉の壁」を乗り越え、快適な市民生活をおくることができるよう、ボランティアと連携して日本語教室を開催し、支援に努めます。また、市内文化施設で行われている「日本語教室」との連携を図り、日本語学習機会を増やします。

② 外国籍市民相談の開催

さまざまな問題や悩みを抱えて日常生活を送っている外国籍市民に適切な助言を提供するため、外国籍市民相談を開催します。また、財団法人埼玉県国際交流協会の9か国語による相談事業と連携すると共に、相談事業の更なる周知を図り、多くの外国籍市民に利用してもらえるように努めます。

③ 通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用

市の事業に係る通訳や翻訳を行うボランティア登録制度の周知を図り、多くの言語に対応できるように、ボランティア体制の充実に努めます。

④ 外国籍児童生徒等への学習支援

外国籍児童生徒等の中には、学校での授業の理解が難しい場合があります。国際交流センターでボランティアと連携した学習支援教室を開催し、外国籍児童生徒等への学習支援を図ります。

⑤ 学校での外国籍児童生徒等への支援

外国籍児童生徒等は、言葉や文化などの違いから、学校生活への適応が難しい場合もあります。日本語指導、学校生活の適応指導の支援など日本語指導ボランティアの充実に努めます。

1－(2) 外国籍市民への情報提供の充実

外国籍市民にとって、日常生活の中で抱く不安の多くは主に情報不足に起因しています。特に、結婚、出産、育児、就職、就学、保健、医療、防災などは必要不可欠な生活情報となっています。また、地域社会の中ではさまざまなルールを知らなければ、円滑なコミュニケーションを図ることができません。

そこで、多言語による情報提供の充実を図り、安心して市民生活を送ることができ環境を整備していきます。

また、外国籍市民にも使いやすい公共施設を目指し、案内板の多言語化を進めていきます。

事業

① 広報外国語版の発行

外国籍市民にとって必要な行政情報を定期的に提供するため、翻訳ボランティアの協力を得て、広報紙から記事を抜粋した英語版の「Koedo Kawagoe News」を発行します。

② ホームページによる情報の提供

市公式ホームページにより、行政情報や生活情報を提供していますが、自動翻訳機能による多言語化や内容の充実を図ります。

また、小江戸川越観光協会と連携し、多言語での観光情報を提供していきます。

③ メール配信による情報の提供

外国籍市民に行政、生活、国際交流イベント等の情報を迅速に提供するため、メール配信を検討していきます。

④ 公共施設表示の多言語化

公共施設（市役所、クラッセ川越、保健所、ウェスタ川越など）の案内表示に英語併記を実施しました。今後は関係機関と協力し、駅、道路などの案内板についても多言語化を進めます。

⑤ 公共パンフレットの多言語化

ゴミ分別、図書館利用、観光などの公共パンフレットの更なる多言語化を進めます。

⑥ 災害時の支援

災害時、言語の点から配慮が必要とされている外国籍市民へ、避難所などで必要な情報を提供します。

また、通訳・翻訳ボランティアを利用した情報提供を検討していきます。

1－(3) 留学生の支援

留学生は未来からの親善大使と言われるほど、本市にとっては貴重な財産です。しかし、地域との交流を持たずに帰国してしまう留学生も少なくありません。本市滞在中に有益な経験ができるような体制を整備することにより、その体験を後の人生や社会の中で生かしてもらうよう留学生を支援します。

また、卒業後に市内での就労を希望する留学生が、市内企業に就職できるような取組を検討します。

事 業

① 国際交流センター受付業務

市内の大学から留学生の派遣を受け、国際交流センター受付業務を委託依頼しています。更に多くの留学生の参加を得るよう充実を図ります。

② 留学生も含めたインターンシップ制度*

大学生が教育の一環として行う職場体験に留学生が参加しやすくなる体制づくりを検討します。

③ 留学生の就職支援

市内大学の留学生を支援するとともに、卒業後に市内での就労を希望する留学生が、市内企業に就職できるような取組を検討します。

* **インターンシップ制度**：大学生や高校生が在学中に企業等において自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行う制度。

2 国際感覚に優れた市民の育成

- (1) 市民の人材育成
- (2) 市民の人材活用
- (3) 国際交流に関係する市民団体等との協力と連携
- (4) 学校における国際化の推進
- (5) 外国人観光客誘致による国際化の推進

2- (1) 市民の人材育成

本市には、地域の国際化の担い手となる企業の海外勤務経験者、帰国子女、教員、外国籍市民、留学生などさまざまな経歴を有する市民が数多く居住しています。こうした人材を発掘し、市民の人材育成に努めます。

市内大学等と連携を図り、各種講座や研修会などを通じて、国際感覚に優れた市民の育成に努めます。また、市職員に対し、国際感覚の向上を図るための研修を取り入れていきます。

本市には年間約 650 万人もの観光客が訪れ、この中には多くの外国人も見受けられます。外国人にとって魅力のある市になるよう、おもてなしの心を持って、さまざまな言語で市内を案内する、観光ボランティアガイドを育成していきます。

事 業

① 日本語指導員の育成

外国籍市民に対して日本語を指導するボランティアを養成するため、市内大学等との連携を図り、日本語指導員養成講座を開講します。

また、すでに日本語指導ボランティアとして活動している市民に対して、スキルアップのための研修を実施します。

② 国際理解講座の開催

市民に国際感覚を身に付けてもらうため、語学やさまざまな国の歴史や文化等を学ぶ講座を開講するなど、市民の学習機会を増やします。

③ 国際化に対応した職員の育成

職員に対する外国語講座の実施や海外姉妹都市への派遣などを通じて、国際化への意識を高めていきます。

④ 多言語による観光ボランティアガイドの育成

外国籍市民の協力を得て、今後増加が見込まれる外国人観光客に対し、多言語で市内を案内する観光ボランティアガイドの育成に努めます。

2-(2) 市民の人材活用

外国籍市民の中には、日本語能力が十分でないため、日常生活に支障をきたしている場面が見受けられます。

こうした状況を踏まえ、「川越市日本語ボランティア」や「川越市通訳・翻訳ボランティア」に登録された日本人市民の人材を活用し、外国籍市民を支援しています。こうしたボランティア活動の一層の周知を図り、参加者の拡大に引き続き努めます。

事 業

① 日本語ボランティア登録制度の活用

外国籍市民に日本語指導をするボランティアの登録制度の周知を図り、多くの外国籍市民への支援ができるように、ボランティア体制の充実を図ります。

② 通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用（再掲）

市の事業に係る通訳や翻訳を行うボランティア登録制度の周知を図り、多くの言語に対応できるように、ボランティア体制の充実を図ります。

③ ボランティア活動機会の創出

登録ボランティア（日本語、通訳・翻訳）の活動機会の充実を図るとともに、ボランティアの資質向上のために、研修を実施します。また、登録したボランティアが相互に協力できるような体制について検討します。

2-(3) 国際交流に係る市民団体等との協力と連携

国際交流や国際協力に取り組む市民団体、外国籍市民を支援する市民団体などが活動を展開し、さまざまな取組で地域における国際化を進めています。こうした市民団体を把握するため、登録制度を構築していきます。また、地域の国際化に貢献する市民団体に対して、積極的に支援をしていきます。

外国籍市民が地域社会の活動に気軽に参加できるよう、自治会などの地域コミュニティ*との連携にも取り組んでいきます。

また、県内や市内の大学や関係機関との連携事業にも積極的に取り組んでいきます。

事 業

① 国際交流に係る市民団体などへの支援

国際交流・協力に対する市民の意識向上を図る事業に対して、補助金などによる支援を行っていきます。

② 国際交流に係る市民団体などの登録制度の整備と連携

市内で活動している国際交流に係る市民団体を登録し、活動内容などを把握するシステムを構築していきます。また、それら団体との協働や連携を推進していきます。

③ 地域コミュニティとの連携

外国籍市民へ地域社会での共生に必要なルールを紹介し、さまざまな活動（自治会、子ども会など）への参加を促し、相互理解を推進します。また、外国籍市民と地域コミュニティとの交流を支援していきます。

④ 他機関との連携

これまで「彩の国さいたま国際交流・協力ネットワーク」、「財団法人埼玉県国際交流協会」及び「埼玉県留学生交流推進協議会」などの、県等の事業に積極的に協力しています。今後も、県、財団法人埼玉県国際交流協会及び市内大学との協力関係を継続し、連携していきます。

*地域コミュニティ：人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、およびその人々の集団。地域社会。共同体。

2-(4) 学校における国際化の推進

本市の未来を担う児童生徒に、英語によるコミュニケーション能力を育成するとともに、国際理解や世界と触れ合う機会を提供していきます。

また、外国籍市民の増加に伴い、学校には多くの外国籍児童生徒等が就学しています。こうした児童生徒等は、言葉や文化などの違いから、学校生活への適応が難しい場合が見受けられます。市民ボランティアと連携して、日本語指導や学校生活への適応指導などの支援をしていきます。

事業

① 英語指導助手（AET）配置事業の充実

グローバル化に対応し、児童生徒に英語によるコミュニケーション能力を育成するため、小・中学校、市立高等学校及び特別支援学校に配置されている英語指導助手の充実を図ります。

② 小学校・中学校英語教育の充実

児童生徒の英語力の強化を目指し、教員の指導力向上および外部人材の活用促進を図ります。

③ 国際理解教育の推進

児童生徒に対する国際理解教育を一層充実させ、世界と触れ合う機会を提供します。

④ 学校での外国籍児童生徒等への支援（再掲）

外国籍児童生徒等は、言葉や文化などの違いから、学校生活への適応が難しい場合もあります。日本語指導、学校生活の適応指導の支援など日本語指導ボランティアの充実を図ります。

2-(5) 外国人観光客誘致による国際化の推進

本市は、歴史的な観光資源と都心からの交通利便性に恵まれ、年間約650万人の観光客が訪れる県内でも有数の観光地となっています。この中には、多くの外国人も見受けられます。

外国人が気楽に川越を訪れ、自由に町歩きを楽しむことができるような町を演出するとともに、国内外へ向けた情報発信力の強化を図ります。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした外国人観光客誘致を推進するとともに、国際感覚に優れた市民の育成などによる地域の国際化を推進します。

事 業

① 外国人観光客の誘致に向けた情報発信

パンフレット、ホームページ等の多言語による外国人観光客に向けた情報発信に努めます。

また、外国人観光客の目線にそった形で川越の魅力や東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する情報発信に努めます。

② 外国人観光客の受入環境の整備

外国人観光客向けに、無料で利用できる無線LANスポットの整備を推進します。また、多言語による観光サインやピクトグラム*の設置を図ります。

③ 多言語による観光ボランティアガイドの育成(再掲)

外国籍市民の協力を得て、今後増加が見込まれる外国人観光客に対し、多言語で市内を案内する観光ボランティアガイドの育成に努めます。

*ピクトグラム：絵文字、絵言葉のこと。表現対象である物事や情報から視覚イメージを抽出、抽象化し、文字以外のシンプルな図記号によって表したものの。

④ 観光案内所での多言語による案内サービスの充実

外国人観光客に対して適切な観光案内を提供するため、多言語による情報提供とさまざまな案内サービスの充実を図ります。

⑤ 外国人観光客と市民との交流の場の創出

地域の国際化、異文化理解を図るため、外国人観光客と市民が交流できるような機会の創出に努めます。

3 外国籍市民にも暮らしやすいまちづくり

- (1) 国際交流センターの充実
- (2) 外国籍市民が活躍できる機会の提供
- (3) 外国籍市民の要望や意見の聴取

3- (1) 国際交流センターの充実

多文化共生・国際交流の推進拠点として、また、外国籍市民、日本人市民ともに、日常的かつ気軽に訪問でき、互いに交流できる施設として「川越市国際交流センター」があります。

外国籍市民のための日本語教室や外国籍市民相談を始め、さまざまな事業を開催し、外国籍市民と日本人市民の交流機会の充実を図ります。

また、インターネット端末、外国語新聞や国際交流に関する資料を設置し、外国籍市民が必要とする情報を提供します。

外国籍市民をはじめ、より多くの市民の方々に利用していただくため、国際交流センターでの事業内容を充実させ、外国籍市民にも暮らしやすいまちづくりを推進します。

事 業

① 交流機会の充実

国際交流センターでは、日本語教室、市民相談を始め、さまざまな事業を開催し、外国籍市民と日本人市民の交流機会の充実を図ります。

② 多文化共生・国際交流に係わるイベント等の支援

市民団体等が開催する多文化共生や国際交流に係るイベント等を支援し、地域の国際化を推進します。

③ 多言語による情報提供

外国籍市民にとって、必要な行政情報を国際交流センターで提供していますが、さらにその内容の充実に努めます。

また、インターネット端末等を利用して、外国籍市民が情報を得やすい環境を整えます。

3-(2) 外国籍市民が活躍できる機会の提供

現在、市内には世界のさまざまな国や地域から来た、外国籍市民が生活しています。外国籍市民の中には、自らの文化や言語の紹介やボランティア活動など、地域でのさまざまな活動に参加する意欲を持った方が多くいます。また、日本人市民も異なる文化や言語に触れることで、より広い視野と豊かな国際感覚を身に付けることができます。

外国籍市民が活躍できる機会の提供に努め、地域の国際化、異文化理解を推進し、共に生きる多文化共生社会の実現に努めます。

事 業

① 外国籍市民国際人材ネットの充実

学校や公民館での各種講座の際に外国籍市民を講師等として紹介する制度の周知を図り、より多くの外国籍市民が活躍できる機会を提供します。

② 通訳・翻訳ボランティア登録制度の活用（再掲）

市の事業に係る通訳や翻訳を行うボランティア登録制度の周知を図り、多くの言語に対応できるように、ボランティア体制の充実を図ります。

③ 国際文化を紹介する講座等の実施

外国籍市民が講師となり、出身国の文化（歴史、習慣、料理など）を紹介する講座やイベントを実施するなど、市民の国際理解の推進に努めます。

3-(3) 外国籍市民の要望や意見の聴取

外国籍市民にも暮らしやすいまちにするには、外国籍市民の多様な意見をくみ取り、課題を明確にする必要があります。

そこで、平成11(1999)年12月に、外国籍市民の意見や提案を行政に反映するシステムとして「川越市外国籍市民会議」を設置しました。市民会議をはじめさまざまな施策により外国籍市民の視点を市政に取り入れ、多様性に富んだまちづくりを推進していきます。

事 業

① 外国籍市民会議の開催

外国籍市民を委員とした市民会議を開催し、外国籍市民の提案や視点を市政に取り入れるよう努めます。

② 各種審議会等への外国籍市民の登用

国際化時代にふさわしい多様性に富んだ開かれた社会を築くため、外国籍市民の参加について検討します。

③ 外国籍市民意識調査の実施

市民生活を快適なものにするため、外国籍市民の率直な意見を聴取し、課題を明らかにします。

4 姉妹・友好都市交流の充実

- (1) 姉妹・友好都市との交流事業の充実
- (2) さまざまな地域との新たな交流の創出

4-（1）姉妹・友好都市との交流事業の充実

本市は、海外3都市、国内3都市と姉妹・友好都市提携しています。

姉妹・友好都市提携以来、市民が中心となった姉妹・友好都市交流を推進するため、川越市姉妹都市交流委員会を設置しました。あらゆる分野での姉妹・友好都市交流を一層発展させるため、同委員会との連携を図り、支援します。

姉妹・友好都市との交流協力関係を深めるため、未来を担う青少年の相互派遣事業を実施するとともに、関係機関とも連携しながら、事業内容の充実を図ります。また、多文化共生に向けた異文化への理解を図るため、より多くの市民が関わることのできる交流事業の実施に努めます。

事 業

① 川越市姉妹都市交流委員会への支援

これまでの姉妹・友好都市交流の実績を踏まえ、さらに、さまざまな分野での市民交流の充実を図るため、川越市姉妹都市交流委員会への支援に努めます。

② 中学生交流団などの相互派遣事業の実施

本市の未来を担う中学生の国際理解を深めるため、姉妹・友好都市へ毎年派遣していきます。また、姉妹・友好都市からの青少年交流団の受入れ時には、ホームステイや学校訪問を通じて、多くの市民が関わるができる交流事業の実施に努めます。

③ 姉妹都市の活用

小・中学校、市立高等学校及び特別支援学校における外国語教育の充実と国際理解教育の推進を図るため、海外姉妹都市の協力によるKET*（川越市姉妹都市交流事業により招致された英語指導助手）の採用を実施していきます。

④ ビジネス研修生交換プログラムへの協力

川越商工会議所とオッフェンバッハ商工会議所間の交流事業として実施しているビジネス研修生交換プログラムに協力していきます。

⑤ 国際交流に関係する市民団体が行う事業に協力

姉妹・友好都市との交流事業を実施する市民団体への支援、協力を努めます。

* KET：英語科担当教員等の助手として職務に従事する人を姉妹都市の協力を得て採用し活用するプログラム。Kawagoe Exchange and Teaching programの略。

4－(2) さまざまな地域との新たな交流の創出

グローバル化の進展により私たちの周囲に暮らす外国籍市民の中にも、さまざまな国や地域の出身者が増加しています。

こうした状況の中で、幅広い分野で交流を行う姉妹・友好都市とは別に、新たな地域と「教育」や「文化」など、分野を特定した交流事業について検討するなど、市民に更なる国際交流や異文化理解の場を提供していくよう努めていきます。

事 業

① さまざまな地域の文化等について学ぶ機会の充実

外国籍市民や留学生を通して、さまざまな国の文化や伝統について学ぶ機会を創出します。

② 新たな地域との交流

姉妹・友好都市とは別に新たな地域との、分野を特定した交流事業について検討するなど、市民に更なる国際交流や異文化理解の場を提供していくよう努めていきます。

VI 計画の推進

1 計画の推進体制

国際化施策を推進していくためには、市民ニーズや社会的背景を踏まえたうえで、あらゆる分野で取組を展開することが重要であり、各種事業を計画的かつ継続的に推進していくことが重要です。

また、市の事業だけではなく、市民、地域団体、教育機関、民間事業者が連携し、本市における国際化施策を推進していくことが求められています。

《それぞれの役割》

■市民

市民は、主体的に外国人にも訪れやすく住みやすいまちづくりの担い手となります。

■地域団体

地域住民、市民団体・グループ等様々な機関・団体は、それぞれの活動の中で、外国籍市民も暮らしやすいまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

■教育機関

小中学校では、地域と連携して、国際理解教育の推進を図ります。大学等は各種講座や研修会を開催する等、大学の有する資源を広く社会に還元するとともに、市民の国際感覚の向上や世界と触れ合う機会づくりが求められています。

■民間事業者

企業の社会的責任の一つとして、市民向け講座等の開催や留学生の職場体験の受け入れ等、市と情報共有や連携を図り、従業員や市民の国際理解を支援することが求められています。

■市

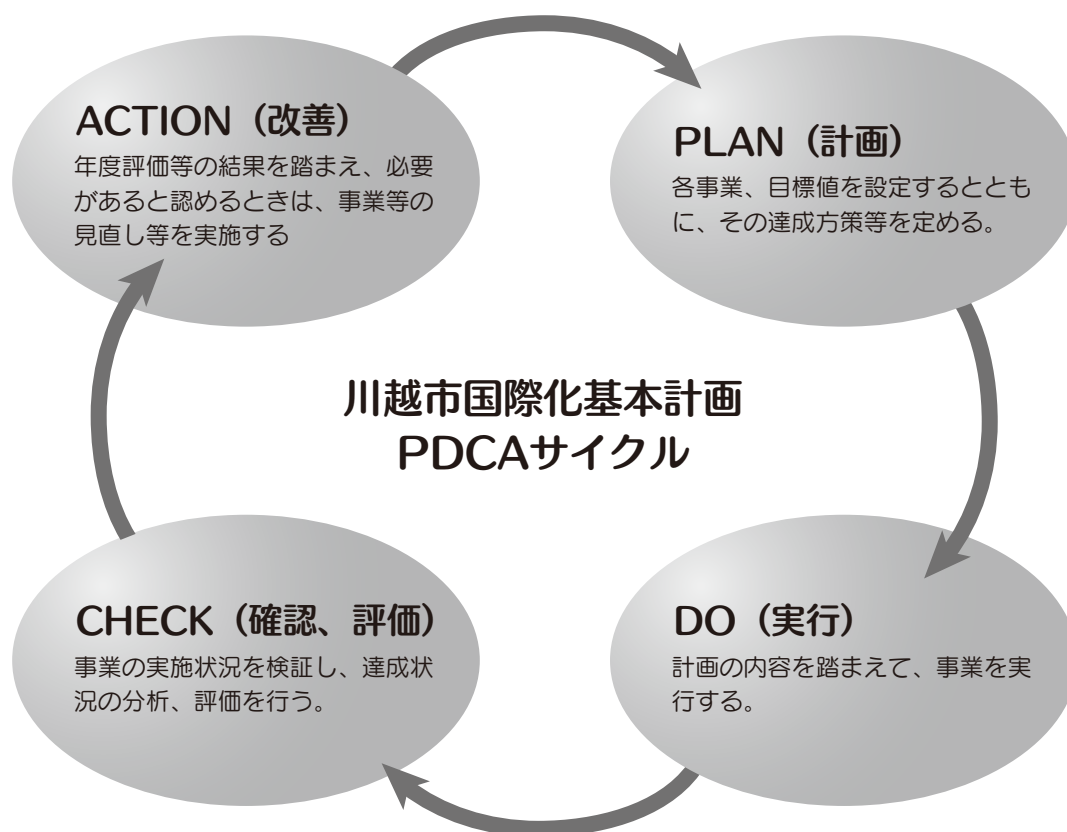
日本人市民と外国籍市民との相互理解のきっかけづくりや市民団体・グループの支援、国際交流センターの管理・運営、外国籍市民への情報の提供等、市民のニーズや社会の変化を考慮しながら、すべての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを行います。

2 計画の進行管理と評価方法

本計画を推進するために、「PDCA (Plan: 計画、Do: 実行、Check: 確認・評価、Action: 改善) サイクル」の構築により、計画の評価・改善を行います。

また、毎年、庁内関係課等で構成する会議を開催し、各施策の実施状況や目標値等について、その実績を把握し、国や県の動向も踏まえながら、計画の分析・評価を行い、必要に応じ、計画の変更や事業の見直し等を行います。

■PDCAサイクルのイメージ図



3 計画の指標

本計画の達成状況を4つの基本目標ごとに確認する指標として、以下の8つを設定します。

【計画の指標】

基本目標	指標	単位	実績値 (H26年度)	目標値 (H32年度)
1	日本語教室参加者数	人	3,373	3,900
	ボランティア活動者数	人	2,666	3,000
2	国際理解講座等の年間延べ受講者数	人	982	1,500
	外国人観光客数の割合	%	1.1	2.5
3	国際交流センター利用者数	人	16,855	18,000
	外国籍市民国際人材ネットの登録者数	人	39	45
4	姉妹・友好都市交流件数 (5年間の年間平均)	件	26.2	30
	外国籍市民と日本人市民との 年間交流者数	人	7,722	8,500

※日本語教室参加者数（人）

国際交流センターで実施する日本語教室への外国籍市民の年間参加者延べ人数。

※ボランティア活動者数（人）

国際交流センターで実施する日本語教室、外国籍市民を支援するボランティア事業及び通訳・翻訳ボランティア、外国籍市民国際人材ネットの年間ボランティア活動者延べ人数。

※国際理解講座等の年間延べ受講者数（人）

国際交流センターでの国際理解講座、日本語ボランティア養成講座等の人材育成講座の年間受講者延べ人数。

※外国人観光客数の割合（％）

川越市観光客数における外国人観光客の割合。

※国際交流センター利用者数（人）

国際交流センターの年間利用者延べ人数。

※外国籍市民国際人材ネットの登録者数（人）

年度末（3月31日）の登録者数。

※姉妹・友好都市交流件数（5年間の年間平均）（件）

姉妹・友好都市との交流件数の5年間平均件数。

実績値については平成22年度から平成26年度までの5年間の平均件数。

※外国籍市民と日本人市民との年間交流者数（人）

国際交流センターでの各種講座や姉妹都市との相互訪問などによる外国籍市民と日本人市民との年間交流者数。

1 川越市国際化基本計画審議会委員名簿

役 職	氏 名	職 業 等
会 長	山田 あき子	東京国際大学 商学部教授
副会長	亀田 道昭	かわごえ国際ボランティアの会 代表
委 員	鐸木 昌之	尚美学園大学 総合政策部教授
〃	清水 俊男	川越市姉妹都市交流委員会 代表
〃	焦 雁	川越市外国籍市民会議 座長
〃	ベリー・ドゥエル	川越セーレム親善協会 会長
〃	筒井 哲朗	公募委員（一般社団法人役員）
〃	藤森 貞花	公募委員（韓国語教室等開催）
〃	エンフバートル・アミナ	東京国際大学 大学生（留学生）
〃	王 一	尚美学園大学 大学生（留学生）

(委員については選出別・50音順)

資料2

2 第四次川越市国際化基本計画策定の経緯

	審議会	検討委員会	その他
平成 27 年			
3月		第1回(3月16日) ○第四次川越市国際化基本 計画策定について	
4月	第1回(4月24日) ○委員の委嘱 ○会長、副会長の選出 ○諮問 ○国際化基本計画の概要に ついて ○今後の日程について		
7月		第2回(7月9日) ○第四次川越市国際化基本 計画骨子案について	
	第2回(7月17日) ○第四次川越市国際化基本 計画骨子案について		
10月		第3回(10月1日) ○第四次川越市国際化基本 計画(素案)について	
	第3回(10月9日) ○国際化の現状と課題につ いて ○施策の内容(外国籍市民 への支援の充実、国際感 覚に優れた市民の育成) について		
		第4回(10月20日) ○第四次川越市国際化基本 計画(素案)について	
	第4回(10月23日) ○施策の内容(外国籍市民 にも暮らしやすいまちづ くり、姉妹・友好都市交 流の充実)について ○指標について		

11月			庁議（11月10日） ○付議事項「第四次川越市 国際化基本計画」
12月			（11月25日～12月24日） ○「第四次川越市国際化基 本計画（原案）」を公表し、 パブリックコメントを実施
平成28年			
1月		第5回（1月27日） ○第四次川越市国際化基本 計画（最終案）について	
	第5回（1月29日） ○第四次川越市国際化基本 計画（原案）について ○第四次川越市国際化基本 計画（答申）（案）につい て		
2月	市長答申（2月12日）		
			市長決裁
3月			計画策定

3 川越市国際化基本計画審議会条例

平成二十六年十二月十九日

条例第七十七号

(設置)

第一条 国際化基本計画に関する事項について審議するため、川越市国際化基本計画審議会
(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審議会は、委員十人以内で組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委
嘱する。

- 一 学識経験者
- 二 関係団体の代表者
- 三 前二号に掲げる者のほか、市内に住所を有する者

(任期)

第三条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決す
るところによる。
- 4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 川越市国際化基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の国際化に係る施策の基本的な方向性等を示す国際化基本計画を策定するため、川越市国際化基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 国際化基本計画の策定に関する事項。
- (2) 前号に掲げるもののほか国際化基本計画の策定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は文化スポーツ部長の職にある者をもって充て、副委員長は国際文化交流課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げるものをもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(検討部会の設置)

第6条 計画の内容について検討するため、別表2に掲げる課等の職員による検討部会を置く。

- 2 検討部会は、国際文化交流課長が招集し、会議の議長となる。
- 3 検討部会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化スポーツ部国際文化交流課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から施行する。

(平成26年11月12日 市長決裁)

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

広報室長、政策企画課長、オリンピック大会準備室長、職員課長、防災危機管理課長、市民活動支援課長、市民課長、文化芸術振興課長、観光課長、教育総務課長、中央公民館長、中央図書館長、学校管理課長、教育指導課長、教育センター所長
--

別表2（第6条関係）

広報室、政策企画課、オリンピック大会準備室、職員課、防災危機管理課、市民活動支援課、市民課、文化芸術振興課、観光課、教育総務課、中央公民館、中央図書館、学校管理課、教育指導課、教育センター
--

資料5

5 過去10年間の川越市外国籍市民数の推移

(単位：人)

No	国名	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1	中国	1,363	1,374	1,462	1,543	1,583	1,759	1,835	1,827	1,857	1,912
2	フィリピン	689	694	713	727	655	644	651	599	608	645
3	ベトナム	48	67	64	77	86	86	100	155	369	618
4	韓国及び朝鮮	619	615	607	615	640	644	621	580	545	546
5	ブラジル	706	586	607	620	576	530	501	442	401	373
6	ネパール	9	26	42	80	82	125	132	205	239	308
7	ペルー	321	300	288	271	241	220	204	181	165	144
8	タイ	126	114	124	123	105	97	96	113	100	114
9	台湾※	-	-	-	-	-	-	-	72	106	111
10	米国	119	107	122	121	82	93	83	72	86	102
11	インドネシア	29	30	36	38	32	29	26	42	51	63
12	パキスタン	51	49	59	63	49	46	45	37	51	55
13	インド	13	18	14	26	39	32	30	28	39	40
14	スリランカ	31	34	30	32	30	29	31	16	24	32
15	マレーシア	21	21	14	18	17	20	19	20	22	25
16	モンゴル	17	21	22	25	38	31	30	17	14	24
17	英国	44	42	40	33	36	36	31	27	23	23
17	フランス	14	14	15	20	22	23	25	22	22	23
19	ミャンマー	5	10	11	10	13	14	19	19	12	22
20	バングラデシュ	30	29	30	25	17	15	16	12	17	21
	その他	300	292	274	294	262	267	281	268	263	284
	外国籍市民総数	4,551	4,443	4,574	4,761	4,605	4,740	4,776	4,754	5,014	5,485
	国籍数	73	72	74	75	74	74	77	70	75	79
	川越市人口	332,751	333,360	334,988	337,763	340,529	343,276	345,296	347,010	348,723	349,388
	外国籍市民割合	1.36%	1.33%	1.36%	1.41%	1.35%	1.38%	1.38%	1.37%	1.43%	1.57%

※平成23年度まで「台湾」は「中国」に含まれていた。

※各年とも年度末(3月31日)での登録者数。



第四次川越市国際化基本計画

平成 28 年 3 月

～すべての市民が暮らしやすい多文化共生のまちづくり～

発 行 川越市

問い合わせ 川越市 文化スポーツ部 国際文化交流課

〒 350-8601 川越市元町 1 丁目 3 番地 1

TEL (049) 224-5506

FAX (049) 224-8712

E-mail : kokusaikoryu@city.kawagoe.saitama.jp

URL : <http://www.city.kawagoe.saitama.jp/>